

具体的な審議（質疑）の内容

- （委員）特別職の不祥事などあってはならないことだが、いざというときに備えて、審議会を開催し、再度、手続き面の体制を確認・研究する。
まず、倫理条例第7条に規定される、調査請求に必要な人数は。
- （事務局）有権者数（平成19年9月2日現在）76,873人、その50分の1以上となると1,538人以上の連署が必要。
- （委員）市民からの調査請求要件は宝塚市では、市民100人以上の連署と規定されている。人数の見直しが必要では。
- （事務局）人数については、この条例、規則を策定する際に相当論議をして、現在の規定となった。100人以上では安易に調査請求が可能となり、単に行政組織を混乱させるのみという事態の発生を想定した。
- （委員）この審査会のことは、市民にあまり知られていないと思うので、広報等で周知する必要がある。
- （委員）典型的な刑事事件については、例えば以前、神戸市議の口利き事件が起こったが、同様の事件が本市で発生した場合、検察側に全ての関連資料を押収されている訳だから、この審査会での審議は難しいと思われる。ただ、別の観点から、例えば市としての品位とか名誉を傷つけられたというような点を審議できるとは思いますが。
- （委員）調査権限は、強制力が無く、民間と同じような調査権限になるだろう。
- （委員）公表と審査報告書の効力については、懲戒や辞職命令のようなものではなく、政治的なもの。公表することによって、世論に訴えることになる。
- （委員）審査会は原則、公開とし、審査対象者には弁護士の同席も認めることになるのでは。

閉 会